

「鳥取県公共事業評価委員会」公募委員募集要項

1 趣旨

鳥取県公共事業評価委員会条例に基づき、県が実施する公共事業の費用対効果及び計画の妥当性等について、県民の視点から客観的な評価及び提言等を行っていただくための委員を公募する。

2 公募の内容

- (1) 募集人数 1名
- (2) 任 期 令和8年8月（任命日）から2年間
- (3) 応募資格 次のアからキまでの要件を全て満たす方
 - ア 就任時において県内在住の満18歳以上の方
 - イ 公共事業に関心があり、委員会の委員として審議に参加する意欲を持った方
 - ウ 委員会に出席できる方（委員会は、原則、平日に鳥取市内（現地調査は県内全域）で開催）
 - エ 建設会社、建設コンサルタント等公共事業に直接関わる企業に勤務していない方
 - オ 就任時点で、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任予定がないこと
 - カ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方
 - キ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でない方
- (4) 募集期間
令和8年5月13日（水）から令和8年5月26日（火）午後5時まで（必着）
- (5) 応募方法
県庁県民課、各総合事務所に備付けの応募用紙に必要事項（応募者の住所、氏名等及び応募動機）を記載して、郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参のいずれかで応募してください。
なお、提出された応募書類は返却しません。

3 委員の選考

提出された応募書類により選考し、選考結果は速やかに応募者全員に通知します。

4 応募・問合せ先

〒680-8570（住所の記載は不要です。）

鳥取県会計管理部工事検査課

電話：0857-26-7066又は7067

ファクシミリ：0857-26-8142

電子メール：koujikensa@pref.tottori.lg.jp